

議案第 9 0 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正
する条例を制定するについて

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を、次の
とおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1, 090, 000円」を「1, 120, 000円」に改め、同条第2号中「910, 000円」を「935, 000円」に改め、同条第3号中「800, 000円」を「820, 000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附則第18項中「当分」を「令和8年3月31日まで」に改め、附則に次の2項を加える。

20 令和8年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、その100分の5の額を減じて得た額とする。

21 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定、附則に2項を加える改正規定及び附則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は令和7年6月1日から、改正後の条例第3条の規定は令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支払

われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（昭和61年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「以後」を「から令和8年3月31日までの間」に改め、同項中「当分」を「令和8年3月31日まで」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和8年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例）

- 7 令和8年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第20項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

（提案理由）

特別職の職員で常勤のものの給与について、所要の改正を行うものであります。